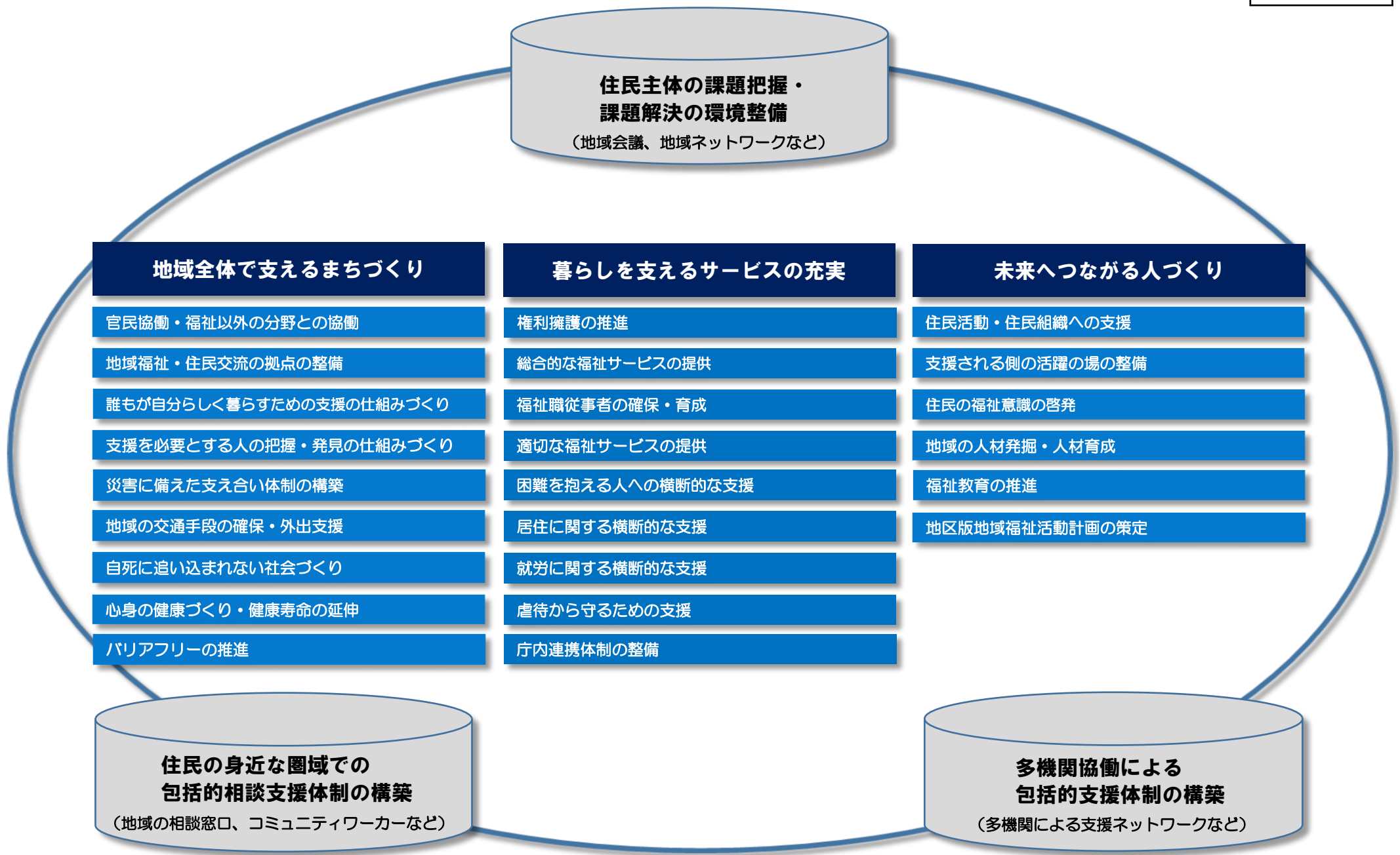


# 計画に盛り込む項目（案）

資料 2



# 計画に盛り込む項目（案）

## 1 地域全体で支えるまちづくり

項目	取組の例
官民協働・福祉以外の分野との協働	<p>○地域づくりにおける官民協働や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄付や共同募金等の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやSIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組</li> <li>・米子市まちづくり活動支援交付金による住民主体の活動支援</li> <li>・企業の社会貢献活動との協働等の取組</li> <li>・社会福祉法人連絡会を活用し、社会福祉法人の社会貢献活動の連携促進</li> </ul> <p>○複雑多様化した生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援</li> <li>・企業、任意団体、NPO、大学等との連携</li> <li>・地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する「ソーシャルビジネス」・「コミュニティビジネス」の立ち上げ支援、連携</li> <li>・AI（人工知能）やVR（仮想現実）などの新たな技術を活用した事業などへの協力</li> </ul> <p>○様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間的就労の受入れ等</li> </ul>
地域福祉・住民交流の拠点の整備	<p>○地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民とボランティアや専門職等との話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点</li> <li>・公民館を地域福祉活動や地域交流の拠点として活用し、その他の地域拠点との連携・交流を促進</li> </ul>

# 1 地域全体で支えるまちづくり

項目	取組の例
<p>誰もが自分らしく暮らすための支援の仕組みづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域における子育て支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センターを活用した子育てに関する相談支援</li> <li>・子育てサークルによる親子のふれあい、居場所づくり</li> <li>・家庭教育支援として、家庭教育に関する講座の開催、乳幼児期の子育て・親育ち講座（タムタムスクール）や「家庭教育支援チーム」による保護者への学びの場の提供や地域の居場所づくり等</li> <li>・児童文化センターや公民館を活用した子どもたちの体験活動や、ボランティアや様々な人たちとの交流機会の提供</li> </ul> </li> <li>○地域における高齢者の支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「健康づくり・やって未来や塾」や「ふれあい・いきいきサロン」などを通じた健康づくり・介護予防活動の推進や居場所づくり</li> <li>・在宅福祉員による高齢者の見守り活動</li> <li>・認知症サポーターの養成を通じた認知症への正しい理解を深めるための啓発</li> <li>・認知症の人やその家族や地域住民、専門職等が集い、相談したり理解を深めたりする場として、「認知症カフェ」の運営</li> <li>・認知症行方不明者の搜索模擬訓練の実施</li> </ul> </li> <li>○長期入院・入所中の障がい者の地域生活移行に係る支援体制の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行のための地域の受入体制、地域生活支援拠点等の整備</li> <li>・地域住民に障がいの特性を知ってもらう取組</li> <li>・相談支援、事業所との連絡調整、サービス等利用計画の確認等の実施</li> <li>・地域での交流の場の整備</li> </ul> </li> </ul>
<p>支援を必要とする人の把握・発見の仕組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域拠点と民生委員や在宅福祉員、福祉専門職との連携</li> <li>・警察、消防や郵便局等との連携による安否確認・緊急対応</li> <li>・地域の見守り活動の推進</li> <li>・相談窓口や相談ダイヤルの周知</li> <li>・コミュニティワーカー等によるアウトリーチ</li> </ul>

# 1 地域全体で支えるまちづくり

項目	取組の例
災害に備えた支え合い体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉避難所の拡大</li> <li>・防災に関する研修や講習会の開催</li> <li>・自主防災組織の結成促進と育成支援</li> <li>・地域における防災リーダーの育成</li> <li>・支え愛マップの作成と更新の推進</li> <li>・地域への避難行動要支援者情報の整備・提供、要援護者登録制度の推進</li> <li>・災害時避難行動要支援者の避難支援を含めた防災訓練の実施</li> <li>・障がい者や高齢者等の特性を考慮した情報提供の在り方</li> </ul>
地域の交通手段の確保・外出支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における「乗り合い」の推進</li> <li>・路線バス等、公共交通機関の利便性の確保</li> <li>・運転免許返納者に対する支援</li> </ul>
自死に追い込まれない社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自死対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方</li> <li>・状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくり</li> <li>・誰もが立ち寄れる居場所づくり</li> <li>・複合的課題に対応するためのネットワークづくり</li> <li>・自死未遂者への支援、遺された人への支援</li> </ul>
心身の健康づくり・健康寿命の延伸	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健師による地域の実情に合わせた保健活動の実施</li> <li>・健康講座の実施や、保健推進員との連携による健康意識、健康診査やがん検診の受診率の向上に向けた取組</li> <li>・保健師とコミュニティワーカーや地域住民との連携による地域診断の実施</li> <li>・自宅に引きこもりがちな精神障がい者の社会参加促進のための「こころの広場」の実施</li> <li>○地域資源を活かしたフレイル対策の推進</li> </ul>
バリアフリーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「バリアフリー法」や「米子市交通バリアフリー基本構想」に基づく、高齢者や障がい者等に配慮した駅やバス停留所、歩道、公園、公共施設等の整備やノンステップバスの導入推進</li> </ul>

## 2 暮らしを支えるサービスの充実

項目	取組の例
権利擁護の推進	<p>○市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人の活躍の場の拡大</li> <li>・市民後見人等の育成や活動支援</li> <li>・「西部後見サポートセンターうえるかむ」による、判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための取組</li> <li>・日常生活自立支援事業の対象とならないが判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援</li> <li>・家計相談の充実</li> <li>・福祉サービス利用支援センターによる、苦情解決制度など適切なサービス利用の支援</li> </ul>
総合的な福祉サービスの提供	<p>○共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢、障がい、子ども・子育て等の福祉サービスの総合的な提供や、多機能型のサービスの提供</li> <li>・地域包括支援センターと障がい者一般相談事業所の連携</li> <li>・高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを利用しやすくする共生型サービスの整備</li> <li>・障がい者や認知症の高齢者が活躍したり、福祉サービスを組み合わせたりして、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等</li> </ul>
福祉職従事者の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備</li> <li>・相談支援技術を有する専門職の育成</li> <li>・大学や専門学校等との連携</li> <li>・有資格者や福祉職経験者等の潜在的労働力の活用</li> </ul>

## 2 暮らしを支えるサービスの充実

項目	取組の例
適切な福祉サービスの提供	<p>○サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの量や内容が適切かどうかチェックできる仕組みの確立</li> </ul> <p>○要支援者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携</li> <li>・障がい者や高齢者等を情報弱者にしないための、それぞれの特性に対応した情報提供やコミュニケーションの在り方</li> </ul>
困難を抱える人への横断的な支援	<p>○制度の狭間の課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等との連携体制の整備等</li> </ul> <p>○生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方</li> <li>・自立相談支援事業と任意事業（就労準備支援事業、家計改善支援事業）の一体的な実施</li> </ul> <p>○犯罪をした者等への社会復帰支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要なサービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を提供し、地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制構築</li> </ul>

## 2 暮らしを支えるサービスの充実

項目	取組の例
居住に関する横断的な支援	<p>○居住に課題を抱える者への横断的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者、高齢者、障がい者、子育て世帯のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組</li> <li>・鳥取県居住支援協議会が実施している「あんしん賃貸事業」や「家賃債務保証制度」の活用</li> </ul>
就労に関する横断的な支援	<p>○就労に困難を抱える者への横断的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援</li> <li>・企業等との連携による中間的就労の取組</li> </ul>
虐待から守るための支援	<p>○高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養育者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待事案が発生した際の連絡体制</li> <li>・虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく、養護者又は保護者として支援すること</li> <li>・起こり得る虐待への予防策</li> </ul>
庁内連携体制の整備	<p>○地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための連携体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制</li> </ul> <p>○全庁的な体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉庁内検討会の継続・充実による庁内の部局横断的な連携体制の整備</li> </ul>

### 3 未来へつながるひとづくり

項目	取組の例
住民活動・住民組織への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援</li> <li>・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援</li> <li>・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携</li> <li>・有償ボランティアの活用</li> <li>・ボランティアと要支援者とのマッチング支援</li> </ul>
支援される側の活躍の場の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブやシルバー人材センターなどを通じた高齢者の社会参加の促進</li> <li>・全ての住民が交流でき、支えられる側が支える側にも回ることができるような場の整備</li> <li>・障がい者就労施設等からの物品等の優先調達の推進</li> <li>・芸術やスポーツ等の分野での活躍の場の整備・支援</li> <li>・子ども会やスポーツ少年団等による地域貢献活動の推進</li> </ul>
住民の福祉意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の生活課題に関する意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進</li> <li>・地域の福祉の在り方について、住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上</li> <li>・障がい者、高齢者、妊婦、子どもなど、配慮が必要と思われる人への合理的配慮の提供など、「心のバリアフリー」の推進</li> <li>・住民等の交流会、勉強会等の開催</li> <li>・公民館における社会教育との連携</li> </ul>
地域の人材発掘・人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉を推進する人材の発掘・養成</li> <li>・コミュニティワーカーや福祉専門職等による、地域の人材への働きかけ</li> <li>・ボランティアセンターによるボランティア人材の養成</li> <li>・民生・児童委員活動等の役割の整理と、地域福祉活動の充実にに向けた環境整備</li> </ul>
地区版地域福祉活動計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民による、地域福祉活動の指針となる計画の策定。住民、学校、社会福祉法人、企業等多様な者が参画する。コミュニティワーカーの支援により全地区で策定し、地区版の計画から全市の計画へのボトムアップの仕組みの確立</li> </ul>



### 3 未来へつながるひとづくり

項目	取組の例
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 小学校の総合学習の時間を活用した、施設見学、幼稚園・保育園との交流、障害者との交流、体験学習など</li><li>・ 社会教育と福祉との連携</li><li>・ 子どもへの教育だけでなく、保護者や企業の従業員に対する研修等の実施</li></ul>